

令和3年3月9日

放射線診療従事者等 各位

病 院 長

令和3年度第1回医学部附属病院放射線診療従事者等
の教育訓練の実施について（通知）

このことについて、医学部附属病院放射線障害予防規程第18条に基づき、下記のとおり教育訓練を実施しますので、放射性同位元素等及びエックス線装置等の取扱い、管理またはこれに付随する業務に従事する方（以下「放射線診療従事者等」という。）は、必ず受講してください。

なお、例年新規の登録者には別途「安全取扱」の受講を必須としておりましたが、平成31年度より教育訓練に安全取扱の内容を含めて実施いたしますので、新規の方も継続の方も以下の日程で実施する教育訓練を必ず受講してください。

また、放射線治療部門や核医学検査部門など、専門的な知識が必要とされる部署においては、別途安全取扱の案内をさせていただきますので、ご注意ください。

記

（教育訓練）

実施項目	日時・場所
1. 放射線の人体に与える影響（30 分） 放射線部／I V Rセンター 講師 東原 大樹	日時：令和3年4月26日（月） 17：30～19：30 場所：医学部講義棟 A講堂他
2. 放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い (60 分) 放射線部 副部長 巽 光朗	
3. 放射線障害の防止に関する法令及び 放射線障害予防規程（30 分） 放射線部 特任技術専門職員 山口 和也	
※従事者は、必ず上記3項目全て受講願います。	

※開始時刻は時間厳守をお願いします。

遅刻された場合、定員超過の場合等は入場できないことがございますので、あらかじめご了承ください。

(教育訓練年間実施予定について)

既にガラスバッジが発行されている方については、年度ごとに1度、教育訓練を受講することが義務づけられています。

つきましては、以下の年間実施予定を参考に必ず受講するようにしてください。詳細については、決定次第改めて通知いたします。

今年度開催分を受講しない場合は、来年度のガラスバッジ発行を停止し、放射線診療に従事できなくなりますので、なるべく早い段階で受講し、受講漏れのないようにしてください。

○令和3年度教育訓練年間実施予定 後日 e ラーニングにて公開

【参 考】

大阪大学医学部附属病院放射線障害予防規程第18条 (一部抜粋)

- 第18条 病院長は、法令に基づき放射線業務従事者及び放射線診療従事者等に、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後は前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内ごとに実施するものとし、それらの項目及び時間数は細則及び医療法細則に定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育及び訓練の項目の一部について、細則に定める基準を満たす十分な知識及び技能を有すると安全委員会委員長が認めた者は、当該項目の教育及び訓練を免除することができる。
- 3 病院長は、R I 法管理区域に一時的に立入る者に、細則に定める教育を実施しなければならない。

令和3年5月17日

各診療科長 殿

各中央診療施設長 殿

病 院 長

令和3年度放射線診療従事等の教育訓練（eラーニング）の実施について（通知）

このことについて、医学部附属病院放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、放射性同位元素等及びエックス線装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する方（以下「放射線診療従事者等」）は、受講が義務付けられております。

新型コロナウイルス感染症が終息の兆しを見せていない現状等を鑑み、参加者および関係教職員の感染防止の観点から、令和3年度はeラーニングのみで開催することといたしました。

5月17日（月）からeラーニングを公開いたしますので、令和4年1月28日（金）までにeラーニングにより講習を必ず受講するようご指示願います。期日までに受講いただけない場合は、ガラスバッジの発行を停止する可能性がありますので、受講漏れがないようにしてください。

【補足】

・eラーニングによる受講には電子カルテIDと対応した端末（電子カルテ端末及び病院か医学部内のODINS端末）が必要となります。具体的な受講方法については、別紙マニュアルをご参照ください。

・eラーニングのタイトルは以下のとおりで、3つの項目に分かれていますので、すべて受講してください。

放射線診療従事者等の教育訓練

1. 放射線の人体に与える影響
2. 放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い
3. 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程

なお、システム上の都合で、eラーニングのタブではなく、院内講習会のタブに格納されておりますので、申し添えます。

本件担当：医学部附属病院総務課庶務係
柳（内線：5014）

令和4年2月21日

各診療科長 殿

各中央診療施設長 殿

病 院 長

令和3年度放射線診療従事等の教育訓練未受講者に対する措置について（通知）

このことについて、医学部附属病院放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、放射性同位元素等及びエックス線装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する方（以下「放射線診療従事者等」）は、受講が義務付けられております。

令和3年度は、eラーニング（eラーニング実施期日：1月28日）のみでの実施としておりましたが、現時点で未受講者が散見される状況です。

つきましては、つきましては、貴部署内のガラスバッジ配付がある方で未受講者（別添内「黄色マーカー」を付した者）に対して、2月21日（月）～3月11日（金）までeラーニングにより講習を受講するようご指示願います。期日までに受講いただけない場合は、次年度のガラスバッジを発行できない可能性があります。

【補足】

eラーニングによる受講には電子カルテIDと対応した端末（電子カルテ端末及び病院か医学部内のODINS端末）が必要となります。具体的な受講方法については、別紙マニュアルをご参照ください。

eラーニングのタイトルは以下のとおりで、3つの項目に分かれていますので、すべて受講してください。

放射線診療従事者等の教育訓練

- ・放射線の人体に与える影響
- ・放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い
- ・放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程

なお、システム上の都合で、eラーニングのタブではなく、院内講習会のタブに格納されておりますので、申し添えます。

本件担当：医学部附属病院総務課庶務係
柳（内線：5017）